

廃棄物処理施設の現地確認

テーマ

「処理施設における現地確認の
重要ポイント」

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所
代表 北 村 亨

(1) 青森・岩手の不法投棄事案

- 平成14年頃、青森・岩手の県境にて、大規模不法投棄事件が明らかになった。
- 搬入持込業者は、埼玉県の「県南衛生」焼却処理業者。小規模焼却炉にてオーバーフローした産廃を処理せずに青森・岩手に搬送処理。
- 受入業者は地元の「三栄化学」堆肥化業者。堆肥原料として受入、製品は品質悪く出荷不能。
- 排出事業者は、首都圏を中心とした大手処理業者、公共団体の病院、大学、官庁。
- 大部分の排出者が廃棄物の処理先確認せず。

(2) 青森・岩手の不法投棄の経過

- ・都内大規模産廃業者等は、原状回復協力基金に拠出(数千万円)せざるを得なかった。
- ・不法投棄等の支障除去の特別措置法が成立。国が原状回復費用を二分の一負担する。10年度～
- ・マニフェスト伝票にE票が追加され、最終処分の確認義務が制度化⇒厳しいマニフェスト管理制度
- ・排出事業者の責任は、最終処分までの一連の工程の確認義務履行⇒処理施設現地確認の制度化
- ・排出事業者の責任を果たさずに不法投棄発生の場合⇒、排出者に原状回復命令【措置命令】

(3) 処理施設の現地確認の意義

- ① 不法投棄などの法違反・不適正処理防止
- ② 現地確認により処理処分状況の把握確認
- ③ 処理状況のチェックと処理困難防止対策
- ④ 排出者として法令遵守の義務と責任の確認
- ⑤ 相手処理業者との情報交換の良い機会
- ⑥ 廃棄物の資源化、適正処理の情報収集

(4) 現地確認の内容と項目

- ① 許可証(認定証、受理証、届出書)の確認
- ② 処理能力と処理実績表の照合
- ③ 保管状況と許可条件の確認
- ④ 許可看板、保管場所の表示状況確認
- ⑤ 環境測定(水、その他)実施状況の確認
- ⑥ 周辺住民からの苦情など有無の調査確認
- ⑦ 防火対策、緊急時の避難・連絡の体制確認
- ⑧ その他の先進的の取組み(優良事業者認定、省エネ、温暖化防止、節電・発電、ISOなど)

(5)－①許可証(再生認定書)、施設設置許可(受理証、届出書)の確認

- 現地確認は、許可証を基本にして実施する。
- 施設の許可要件が網羅⇒改めて確認する。
- 許可証には、許可証以外の次の証明も有効。
- ①認定書－広域認定制度の施設、許可証同格
- ②受理証－平成4年度までの処理施設許可制度⇒受理証の後、30日以内に改善、停止の命令無い時⇒施設の許可という制度有り。
- ③届出書－産廃処理施設にて一廃物を届出により処理できる制度(同一、同性状な物)
- 許可更新、変更届、変更許可申請の状況調査

(5)－②処理能力と処理実績表の照合

- 許可証の処理能力と処理実績の間に不一致の値が見られるケースが有る。
 - ①不一致発生の原因は、処理施設投入前の選別資源化作業がある場合など。
 - ②結果として処理能力の数倍の実績が出る。
 - ③行政では厳しく規制指導しているケース有り。
 - ④処理実績の開示を渋る場合は要注意。
 - ⑤万が一の場合。処理せずに産廃を横流ししているケース。⇒不法投棄など【**要注意**】

(5)－③保管状況と許可条件の確認

- 廃棄物管理の基本は、飛散、流出防止、地下浸透禁止、環境上の基準遵守である。
- 処理施設では、処理前、処理中、処理後において飛散、流出など環境上の問題が発生。
- 保管場所の標示板、各置き場の仕切り線、積み上げの上限線などの明示を義務付け。
- 屋内保管も、高さ上限線の遵守を義務付け
- 物理的な飛散流出防止と、施設構造上の防止対策有り(集塵機、コンテナ容器、幕等)

(5) — ④ 許可看板、保管場所の標示板 掲出状況確認

- 許可内容の具体的な表示方法として、
- ① 施設入口に許可看板設置と内容を確認。
許可証の品目、許可期限、責任者の確認など
- ② 処理前、処理後の保管場所には
縦60cm × 横60cm以上の看板を掲出
- ③ 保管場所看板の品目と、現物の廃棄物が
異なる場合、行政の立入検査では指摘事項
- ④ 石綿含有産廃は、別途に分別保管確認

(5)－⑤環境測定(水質、騒音、振動、粉塵、アスベストその他)実施状況の確認

- 環境測定は定期的実施の義務付け有り。
- 分析測定値の記録は5年保管、公開必要
- 水質は、敷地の外への放流地点。
- 基準値は、公共河川か下水道かにより異なる
- 騒音、振動、粉塵は敷地境界線にて測定。
- 作業場所のアスベスト浮遊本数の測定
- 測定の回数、時間帯などは聞き取りをする。
- 分析記録簿は拝見したい旨を要望してみる。

(5)－⑥周辺住民からの苦情など 有無の調査確認

- 周辺住民の声は処理施設のリトマス試験紙
- 苦情の多い処理施設は事故発生率も高い傾向
- 苦情の内訳：
 - ①悪臭、②騒音、③振動、④粉塵
 - ⑤違法駐車問題、⑥車両の渋滞
- 処理施設では、改善対策を講じているか。
- 苦情問題で住民と話し合いの場があるか。
- 門前払い、無視をする結果、「付け」が回る。

(5)－⑦防火対策、緊急時の避難・連絡の体制確認

- 産廃処理施設は事故の発生を前提とすべき。
- 地元消防署に消防計画を出しているか。
- 定期的な避難訓練、消防訓練の実施状況
- 避難路、避難場所の構内掲示、周知状況
- 工場内、会社幹部への緊急連絡体制あるか。
- 連絡TELの掲示：
 - 地元消防、▪ 警察署、▪ 市役所環境課、
 - 県庁廃棄物担当課、▪ 病院・保健所等

(5)－⑧ その他の先進部門の項目

- 温暖化防止、省エネの取組み状況確認、
- 産廃優良事業者認定状況確認
- 技術開発部門の取組み確認
- 節電、蓄電、発電等の取組み状況確認
- ISO関連の各種認証取組みなど。

(6) 処理施設の現地確認の手順

- ①相手処理施設に、事前調査を申し入れる。
確認目的、人数、日時、重点【有れば】
- ②相手処理施設側の都合と日時に合わせる。
- ③写真の撮影の許可を取る。
- ④出来れば作業衣、ヘルメット、安全靴持参
- ⑤施設内では相手側の指示に従う。
- ⑥開始、終了の時間は厳守する。

(7) 現地確認後の取り組み

- 前提として、行政の立入り検査とは異なる。
- 何が問題点か、調査従事者がまとめる。
- 問題点がある場合：
 - 調査後に「改善のお願い」を出すか？
 - 容認困難な場合、社内での検討課題。
- 現場調査はすべて記録として保管する。
- 次回、同じ処理施設を調査する場合、前回の記録の内容を必ず見直し点検する。

(8) 各種法令の遵守事項の参照

◎中間処理施設の設置には、
廃棄物処理法以外にも、各種法令に定められた規準への遵守義務がある。

- ①水質汚濁防止法、②下水道法、
- ③河川法、④悪臭防止法、⑤騒音防止法、
- ⑥振動規規制法、⑦大気汚染防止法
- ⑧消防法、⑨建築基準法、
- ⑩都道府県、市町村の各種環境条例など